

守ろう、久高島の宝。南城市久高島ヤシガニ保護条例

令和8年10月1日から 制度スタート

久高島全域でヤシガニの保護ルールが正式に施行されます。



ヤシガニの捕獲・殺傷は
「全面禁止」

久高島に生息するすべての野生ヤシガニが保護対象となります。

違反者には
「10万円以下」の罰金

事業者や法人も連帯して責任を負います。従業員の違反行為に対し、法人や事業主にも罰金が科せられる場合があります。

条例に違反して捕獲や殺傷を行った場合、厳しい罰則の対象となります。

例外規定と遵守事項



学術目的等は
「市長の許可」が必要

調査や研究等の特別な目的に限り、事前の申請と許可により捕獲が可能です。



許可証の携帯と
報告の義務

許可を受けた場合でも、作業中は常に許可証を携帯し、捕獲状況を報告する必要があります。

お問い合わせ・詳細

南城市役所 生活環境課 (098-917-5318)



詳細情報はウェブサイトをご確認ください。